

第十六回国会 水産委員会 議 録 第十四号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)

午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君
理事 川村善八郎君 理事 鈴木善幸君
理事 中村庸一郎君 理事 日野吉夫君
理事 小高 薫郎君

出席政府委員

水産庁長官 清井 正君
農林事務官(水産庁漁政部長) 立川 宗保君
専門員 徳久 三種君

七月二十日

漁業法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君外三十四名提出、衆法第四〇号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

漁業法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君外三十四名提出、衆法第四〇号)

○田口委員長 これより会議を開きます。

昨日鈴木善幸君外三十四名提出の漁業法の一部を改正する法律案が本委員会に付託になりました。ただいまより本案を議題として審査を進めます。まず本案の趣旨について提出者の説明を

求めます。鈴木善幸君。

漁業法の一部を改正する法律案

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 免許料及び許可料(第七十五条、第八十一条)」を「第五章 削除」に改める。

第十四条第六項第一号中「第七十五条第三項に掲げる漁業と第二百二十七条に規定する内水面における漁業とを除いた漁業をいう」を「第五十二條第二項にいうトラール漁業、以西機船底びき網漁業及び母船式漁業、捕鯨業(母船式漁業を除く)、スクリューを備える船舶によりもりづつを使用し、餌をとる漁業をいう」及びかつお・まぐろ漁業(母船式漁業を除く)、鰯トン数二十トン以上のスクリューを備える船舶により釣又はうきは、えいなわを使用し、かつお・まぐろ、かじき又はさめをとる漁業をいう」並びに第二百二十七条に規定する内水面における漁業を除いた漁業をいう」に改める。

第三十六條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を第四項とする。

第三十九條第十三項中「第四項(漁業権の制限又は条件及び第七十七條から第八十一条まで(免許料又は許可料の徴収))」を「及び同条第四項(漁業権の制限又は条件)」に改め、

同項の次に次の一項を加える。
第十四 第十二項の規定による負担金は、国税納付処分の例によつて徴収することができ。但し、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第六十三條中「第十三項まで(漁業権の取消)」を「第十四項まで(漁業権の取消)」に改める。

「第五章 免許料及び許可料」を「第五章 削除」に改める。

第七十五條から第八十一条までを次のように改める。

第七十五條から第八十一条までを削除。
第二百二十九條を次のように改める。
第二百二十九條 削除
第四百四十四條第一号中「第三十六條第四項」を「第三十六條第三項」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の漁業の免許料及び許可料から適用する。
2 昭和二十七年年度までの漁業の免許料及び許可料については、なお従前の例による。

○鈴木(善)委員 ただいま議題となりました漁業法の一部を改正する法律案につきましては、御意見を述べたい。提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

本法律案が各党の共同提案になりました。まず、改進黨におきましては、白

濱委員初め水産委員の各位に非常に御尽力をいただきました。また社会党両派におきましても、かねてより党議においてこれが撤廃を決議され、また鳩山自由党におきましても、それ、党内の意見を調整されまして、ここに各派が一致いたしました。本法律案を共同提案の運びに相なつた次第であります。なお、水産議員連盟の川村理事長におかれましては、各党の意見調整に並々ならぬ努力を払はれ、各派共同提案とすることに相成りましたことは、まことに感謝にたえないところであります。

わが民主化の一環といたしまして、昭和二十四年十二月十五日新しく制定されました漁業法によりまして、漁業制度の改革が行われました。昨年三月の新旧漁業法の最終的な切りかえによりまして、制度的には一応第一段階を向するに至つたのであります。今後はこの漁業法の精神を生かしまして、漁業制度の民主的な改革、漁業生産力の発展に努力いたすべきものと考へる次第であります。しかしながら現行漁業法に對しましては、業界を初め幾多の批判の聲も聞かれておる次第でありまして、特に免許料、許可料の徴収制度につきましては、業界におきましても、この制度の撤廃につきましては、熾烈なる運動が展開されておるのであります。去る七月十日には全国漁民大会が開催されまして、またあるいは全国八十三万余の漁民の署名陳情等がなされて参つておるのであります。この免許料、許可料徴収制度の根本的

な、抜本的な改革が要請されておる次第であります。漁業法の規定による免許料及び許可料の制度は、旧漁業権等の補償金約百八十一億圓に許可年間の利子約五十億圓を加算した約二百三十一億圓余を昭和二十七年年度以降二十五年間免許料、許可料として毎年漁民から徴収せんとするものであります。本年はすでにその第一年でありまして、昭和二十七年年度分六億圓の徴収が行われる予定に相なつておるのであります。この免許料、許可料徴収制度は、その制度上の幾多の矛盾と欠陥を内包いたしておりますが、また他面現下の漁業経済の逼迫せる諸情勢にかんがみまして、この制度は、この共同提案になりました法律案のごとく、抜本的にこれを撤廃すべきものと考えらる次第であります。

まずこの免許料、許可料の制度が、制度としていかなる点において矛盾と欠陥を露呈しておるか申しますならば、第一点は、他の事業の許可と同じような本質を持つておりながら、漁業の許可だけが何ゆゑに許可料を負担せねばならないのか、まさしく憲法第十四條の、法のものと平等の思想に背馳するのではないかと、疑問も持たれております。また漁業許可料の前提をなしますところの許可は、警察許可の一種でありまして、特典を付与するものではないという意見が強いのであります。さらにその徴収の基準を旧漁業権に對する補償金に見合せる、関連させてこれを徴収するという点につきましては、何らの合理性がないという

ことが指摘いたされておるのであります。また特に補償金は、すでに消滅した旧漁業権者に交付されたものでありまして、従来からの許可漁業者は何らその対象となるべきものでないという議論が強いのであります。また漁業制度改革は、一連の日本民主化立法の一環をなすものでありますから、漁業権の補償の見返り財源として漁業者のみに負担せしめるべきものではない、国全体として負担すべきものであるという意見も非常に強いのであります。これら指摘されましたところの制度上の欠陥と矛盾は、私も漁業法の制定當時におきまして、いろいろ各委員から強く論議せられたところでありますが、皆さん御承知のようないきさつで、漁業法の中にこれが盛り込まれたのでございします。

さらにもう一点は、現下の漁業経済は皆さんすでに御承知の通り、魚価は非常に安く、資材その他漁業経営費は逐年累増いたしておるようなことでございまして、漁民の困窮、漁業経済の逼迫は、ここに指摘するまでもないのであります。

以上のような制度上の欠陥並びに漁業経済の実態からいたしまして、この免許料、許可料の制度はこの際これを撤廃することが妥当と認めましてこの法律案を提案いたしました次第であります。

次に法律案についてその概要を御説明申し上げます。

まず第一点は、漁業法第五章にあります沿岸漁業等の免許料、許可料の規定を削除することであります。すなわち、法第七十五条から第八十一条までを削除して、本制度を撤廃せんとする

ものであります。

第二点は、第一点と同様法第二百二十九条の規定を削除して、内水面の漁業の免許料及び許可料を撤廃したいというわけであります。

その他第五章を削除するための関係
条文の整理でありまして、目次を改め、
あるいは法第十四条において削除さ
れる第七十五條の引用条文を規定し、
また法第七十九條、公益上の必要によ
る漁業權の変更取消しまたは行使の停
止には免許料、許可料の徴収規定を準
用いたしておりますため、このなくな
る部分について新たに規定いたす等関
連条文を整理いたしました次第であり
ます。

以上簡単でありますが、提案理由の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことをお願いいたします。（拍手）

○田口委員長 本案に対し御質疑なり御意見があればこれを許します。

○松田(鐵)委員 私は、ただいま上程されました漁業法の一部改正法律案に

対して反対するものではありません。しかし委員長に私は要望いたしますが、議員には審議権が認められておりますので、ただいま鈴木提案者の言葉

にもあつた通り、慎重審議をしてすみやかに決定されることを希望しておきます。審議権の行使こそは、日本の憲法の一大要素であります。この審議権

をもし隠蔽するかときことがあつたならば、漁民全体の利益、日本国民の利益が没却されることになるおそれがあります。よつて私は、ただいまの提

案者の意思の通り、曰く、尊厳してお
ります委員長においては、慎重審議さ
れんことを希望するものであります。

しこうしてこの提案は、当委員会委員二十五名のうち二十四名の提案になつておるものであり、私一人が提案者の署名をしていないのであります。二十四対一、私は光榮ある署名を拒否した者であります。よつて私は、以下述べる二つの点よりこの法案の審議をいたしたく心得ておるものでありますが、この点に対し委員長の適切なるおとりはからいをお願い申し上げるものであります。

まず第一にこの法律案は、鈴木委員の提案理由の説明の中にもあつたがごとく、第六国会においてあらゆる角度より論議いたしましたのでありますが、占領政策の悲しさに、ただいま改正を

しなければならぬような状態になつたことを私は率直に認めるものであります。だがこの法律の改正にあたつては、相討論議すべき点があると考え

のであります。よつて関係大臣、大蔵大臣、農林大臣、地方自治庁長官、これらの三關係に対して、当委員会に御出席を願ひ、この法律のまじめなる運

營に供する言質を得ることであつたらば、漁民全体の利益になり、国民の納得することであらうと私は考えるものであります。この点私はその言葉に

よつて言質によつて納得のき得るま
で審議をして見たいと考えるものであ
ります。

第二点は、今までの予算の内容から

見るときにおいて、ややもすれば――
水産行政に対する予算はまことに微々たるものであるという批判を常々受けておるのであります。私どもも同感で

あります。才蘊なくして日本の経済の確立などということはでき得るものではないのであります。よつて昨年の予

算の設定にあたりましては、われわれは十二月三十一日まで党にとどまつてその折衝に当つたものであり、昨年においては十二月三十一日に予算の内示があり、しこうして正月になりましたから各委員協力の結果、あらゆる努力をしたものであります。しかし残念ながら私は、ここに一番大きな犠牲だと思つてゐることは、当時川村委員、足立委員、しこうして現委員長、当時の委員長長福永君、私もそれに参与いたした

まして、その折衝に努力をしたものであります。が、おの／＼が一番選挙に大事な正月においては、やむにやまれぬ事情がありまして選挙区にお帰りになつたものであります。が、一月の二

十三日、最後までこの折衝に挺身したのは福永前委員長と私の二人でありました。しこうして福永君は選挙区にも帰らずに、あの血みどろな努力の結果

が、不幸にして落選の憂き目を今日見
ておるものであります。かくした真剣
なる努力が選挙に対してかくなる結果
をもたらしたものであります。田口委

員長も上京されておりましたが、やむにやまれざる選挙区の状態があつて、この予算の獲得には御協力は願えませんでしたけれども、外部からあらゆる

努力をしていただいたものであります。さて今年、二十九年度の予算の設定にあたりまして、私はややもすればただいま述べたがごとき理由によつて

水産庁の予算、すなわち日本の水産に
 対する輿論のわくがごとく批判されて
 おるが、ごときその予算の制定がそれと
 同様であつたならば、私は非常に残念

に思ふものであります。私は考えるところあり、今日は与党ではありません。しこうして今年の予算の折衝にあ

たりましては、委員長はあらゆる努力をされることでありましようが、その結果が、私客觀的に見るときにおいてても、あの九州の大水害、和歌山県の大水害、まだ幾多これより災害が勃発せぬとも考えられませんが、この災害を未然に防ぐためには、国は相當の予算を計上しなければならぬものと考えておるものであります。また修築するに對しても同様であります。しからば、公共事業費に多くとられて、各省の予

算なかんずく水産業者から、先ほど申し上げたような批判がもし出るような結果にならないともだれも保証はでき得ないものでありましよう。よつて国の財源は、筋の通つた納めるものは

納め、しこうしてわれ／＼は委員長に協力し、水産庁当局に対して協力し、党を動かし、国政に参与する意味において、あらゆる努力をしなければなら

ない立場になつてゐるものと私は考へるものであります。よつて私は大蔵大臣、農林大臣に対して、明年度の予算の問題はもはや審議的な経過途中でお

ります。骨子が今でき上らんとする
きであります。この機会こそ千載一遇
の最も好機会と信じておるものであり
ます。このときにあたつて、私は大蔵

大臣、農林大臣に対して、水産行政、水産振興のためにどれほどの努力が持たれておるか、感覚を持つておるか、この点をただしてみたいのであります。

す。また自治庁の長官に対しては、必然的に起つて来る税制改革によつて、水産業者はどの程度の負担をしなければならぬかという問題に対する構想

を聞きたいものであります。よつて差
処ができ得るものであつたならば、諸
君と一緒に、それに対する予備

ろは、三大臣の出席を希望し、委員各位の議論、私の議論を直接政府に伝え、これに善処することを唯一の望みとしておるものであります。この点に對して委員長はしかるべく善処あらんとを要望するものであります。

○日野委員 大体松田さんの言われることもわかつたと思うのですが、この議論をいつまで繰返しておつてもしかたがないので、これは国会の審議権ですから、二十四対一の反対であろうが何であらうが、やはり委員長はそれ／＼関係の大臣の出席を求めて審議を進められることを御決定になつて、議事を進められたらいかでしょうか。

○田口委員長 松田委員、川村委員、日野委員のお話に対し委員長からお答えいたします。本案の審議にあたりまして松田委員の意見を承りますと、きわめて適切な御意見と考えますから、できれば必ず各大臣を水産委員会に出席願つて、いろ／＼な意見の交換をして見ることに委員長において努力をいたしたいと思つております。

なおこの委員会の運営問題でございますが、この問題に關しましては、私今日まで各委員の審議権も尊重いたしますし、同時に民主的に運営をする、こういうことにも注意をして來ておるのでございますから、十分に御審議を願うと同時に、国会運営を民主的に運んで行く、この点について松田委員においても御了承を願いたいと思つております。

それと同時に、二十九年度の予算に對しましては、ただいま松田委員からのお話の通り、各地に災害が起つておりまして、いろ／＼予算獲得という点において環境はきわめて悪いのでございます。二十八年度予算につきまして松田委員あるいは福永前委員長、川村委員、その他の各位が非常に努力をされていたのでございますが、前年程度の努力では、この環境に對して予算をより一層獲得するということはな

かなか容易でないと考えてるのでございます。皆様方の驥尾に付して、委員長もこの点についてできるだけ努力をいたしたいと考えておる次第でございますから、どうかこの上とも皆さん方の御協力をこの際お願いしておきます。それでは本案はこの程度にとどめておきます。

○田口委員長 次に、中小企業個人あるいは法人の造船資金、いわゆる建造資金の問題でございますが、先ほど理事會におきまして皆さん方といろ／＼御相談いたしました結果、これはどうしてもさうな道を開かなければ、中小企業者が建造資金で行き詰まつてしまふ、こういうようなことに意見が一致をいたしまして、何とか本国会に公庫法を改正して、中小企業者に対する造船資金の解決をはかる、こういうふうな理事會で話し合いをお願いした次第でございますが、さうな方向に委員會全体として努力することに御了承願えますかどうか、その点をお伺いいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それではさうに決定いたしましたので、本国会中に目鼻をつけることに全員協力して努力をする、かようなことにいたしておきます。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時から委員會を開会いたします。これをもつて散会いたします。

午後零時十分散会